

子ども関連TOPICS ①

東京都の「日の丸・君が代」強制問題について

加藤 文也 (国歌斉唱義務不存在確認訴訟弁護団事務局長、弁護士)

1 10・23通達が持っている問題点

東京都教育委員会（都教委）の横山教育長は、2003年10月23日付けで、卒業式などの学校行事において、式典の内容の詳細（国旗を掲揚する場所の指示を含め）を定め、教職員に対しては「君が代」斉唱を義務づけ、従わなかった場合は処分をするという、実質上、教育現場において「日の丸・君が代」を強制する通達（以下、「10・23通達」という）をだした。

これは、1999（平成11）年8月13日に「国旗・国歌法」が成立した際、その立法にあたった内閣官房長官が、「起立する自由もあれば、また起立しない自由もあろうかと思うわけではございません。この法制化はそれを画一的にしようというわけではございません。」と述べていたのとも異なる対応である。

また、それまで、多くの都立学校において、卒業式、入学式などの学校行事は各学校ごとにその内容を決めており、学校によっては、卒業式の内容について、生徒も参加し、教職員と一緒に決めていたところもあった。「君が代」斉唱が行われている高校においては、事前に、教頭などが生徒に対して、各個人には、思想・良心の自由があり、各個人の考えにしがって対応することもできる旨話したりしていた。が、この通達は、都教委で式の内容を決め、そのような対応を認めないとするものであった。

そのような中で、今年（2004年）になり、上記通達は、

教職員の内心の自由を侵害するとして、約350名の教職員が都教委を相手に国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟（無名抗告訴訟）を、東京都を相手に国家賠償請求訴訟を起こした。この訴訟は、予防訴訟としての機能を持つと考えられ、10・23通達がおかしいと考える多くの教職員が手を繋いで立ち上がったことに意味があると考えられる。

2 10・23通達後の東京都の対応

都教委は、10・23通達後に行われた都立高校の周年行事、卒業式、入学式において「日の丸・君が代」を強制し、それに従わなかった教職員、250名弱に対して懲戒戒告処分（3名に対しては減給処分）を言い渡した。都教委がこれだけ大量の教職員を一時に処分したのは、ここ30年来なかったことであり、都教委の対応の異常さが際だっていると言わざるをえない。この処分を受けた教職員の内約200名は、処分を不服として都の人事委員会に審査請求の申立を行い、人事委員会での審理が始められている。

都教委は、さらに、卒業式などにおいて、（国歌斉唱時に）生徒の不起立が多かった学校の管理職、教員に対して、厳重注意、注意処分を言い渡したが、このようなことはこれまでになかったことである。このことは、また、今回の都教委の「日の丸・君が代」強制の実際の狙いは、生徒を含めた教育現場全体での「日の丸・君が代」の強制にあることを示していると思われる。生徒の不起立が多いことが教員の指導力不

NEWSLETTER No.75 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 東京都の「日の丸・君が代」強制問題について /1
- ② 高知県子ども条例の成立 /2
- ③ 「子どもへの暴力」に関する国際的研究 /4
- ④ 「千葉県子ども人権条例」(素案)の発表後の取り組み /5

イベント

- ・「子どもにやさしいまちづくりをめざして」
全国自治体シンポジウム /6
- 子どもの権利条約A to Z /6
- フォーラム実行委員会だより /7
- お知らせ /8

足として処分の対象とされるということを生徒が知ったら、生徒が自分の判断で不起立で歌わないことはなかなか出来なくなることは明らかである。教員も、自分が指導力不足で処分されるのを防ぐため、生徒に対して「日の丸」に敬意を払い、「君が代」を斉唱するよう強く指導するようになることは明らかである（実際、既に、一部の高校では教員が校長より生徒に「君が代」を歌うよう指導するようにと命令されている）。このような都教委の対応は、子どもの権利条約で、子どもに保障された表現の自由（13条）、思想、良心の自由（14条）をも侵害することになると考えられる。

その上、都教委は、処分を受けた教職員に対して、その処分を受けた教職員の多くがその処分について争っている段階

にあるにもかかわらず、6月27日付けで再発防止研修命令を出してきた。これに対して、呼び出しを受けた教職員側が、処分の取り消しと執行停止を求めたところ、裁判所（東京地裁）は、7月23日付けで執行停止の申立に対して、申立自体は棄却したものの、理由中の判断で、再発防止研修はやり方如何では違憲・違法となる旨判断した。実際、8月3日、9日に再発防止研修が行われたが、上記裁判所の判断があったためか、その日の「研修」では、再発防止と称して「反省」を強いるような教職員の内心の自由に踏み込むと思われるようなことはなされなかった。が、再発防止研修なるものが、これで終わりになるのか、「反省」が不十分であるとしてさらに続けられることになるか予断を許さない状況が続いている。

子ども関連TOPICS ②

高知県子ども条例の成立

吉岡太史（高知高教組書記次長）

「高知県子ども条例」が7月県議会において成立しました。「多くの子どもと大人が参加し、長い時間をかけて思いを集めた」（条例前文）条例は、今後どのような形で生かされることになるのでしょうか。以下、条例の構成と制定をめぐる論議の一端を紹介し、今後の課題についてふれたいと思います。

条例の構成

条例は前文と7章から構成されています。前文には、「日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、子どもの人権が守られなければなりません……社会や大人が、子どもを一人の人間として認めることが出発点になります……一人一人の子どもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し……」と、条例制定の趣旨が述べられています。

第1章から第4章は、「あるがままで愛される」「学ぶ」「自分を表す」などの文言を用いながら、子どもが育つ過程で大切ないくつかの権利が確認されています。条例案をまとめた検討委員会は「人間の権利は絶えず確認していないとおそろかになってしまうのです」と説明しています。第5章では、「（子どもが）地域で育つ」ことを重視して地域・学校・家庭の役割をそれぞれ規定し、互いが積極的な交流に努めることを促しています。

この条例の特色ともいえる第6章には、条例が実効性を持つための具体的な「推進計画」やそれにもとづく施策を検討する「推進委員会」の設置が盛り込まれています。この推進委員会の委員は「15歳以上の子どもを含む県民から知事が任命」することになっています。

県議会での論議と条例案の一部修正

今回の条例制定をめぐるのは、県議会での論議を中心に、「（権利の明記が）拡大解釈や乱用につながるのではないか」「授業が成立しない・校内を生徒がはいかいするなど、学校現場の困難な現実が条例によって正当化されかねない」との意見が出されました。条例案が継続審査となった2月県議会

では、一部の教職員組合から提出された「子どもの権利条約の極端な解釈等によって学校では子どもたちの行き過ぎた権利主義が蔓延し秩序を失いつつある……子ども条例の慎重な検討を求める」との趣旨の請願も採択されました。

そうした危ぐもあって、この7月県議会では、21県政会（先の知事選挙をめぐって自民党から分裂した会派）が修正案を提出し、「ゆっくり休んだり、遊んだりすることができる」ことを明記した条文の削除や、「子どもの意見が大人と同等に尊重される」との条文が「子どもの意見が適切に尊重される」と修正されたのです。

今後の課題

条例の第4条2項には、「子どもは、自分自身を大切に、他の人も大切にしなければなりません。この場合において、お互いの権利の行使が制約されることがあります」との規定があります。これについては、「権利の制約によって条例の趣旨がゆがめられるのではないか」との懸念が少なくない県民から出されています。また、「救済機関や罰則規定のない条例は実効性に欠ける」との批判もあります。そして、より根本的には、「子どもの権利条例をつくることではなく、健やかに育つ環境づくりを推進することが目的」（県教委子ども課）とする条例の「出発点」への疑念があります。

そうした批判・疑念ともあわせて、今後は、推進委員会の設置と推進計画の作成が焦点となります。「多くの子どもと大人が参加」して制定された条例は、より実質的な「子ども参加・県民参加」によって、条例の中身をゆたかにふくらませることが求められています。

2004年7月26日可決
公布・施行2004年8月6日

目次

前文

- 第1章 はじめに（第1条～第4条）
- 第2章 自分を探す（第5条～第8条）
- 第3章 夢を持つ（第9条～第12条）
- 第4章 自分を表す（第13条）
- 第5章 地域で育つ（第14条～第16条）
- 第6章 未来を創る（第17条～第20条）
- 第7章 その他必要なこと（第21条）

附則

前文

こどもは高知県の未来です。一人一人のこどもが主人公として、自分自身を探し求め、夢を持って幸せに育っていくことは、県民の願いであり、これからの高知県の豊かな未来を築いていくための重要な課題です。

そのためには、まず、日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、こどもの人権が守られなければなりません。もちろん、こどもも社会の一員としての役割を自覚し、社会のルールや他の人の人権を守ることが必要です。しかし、なにより、社会や大人が、こどもを一人の人間として認めることが出発点になります。

こどもが幸せを感じ、豊かに育っていける社会は、同時に、人と人がうまかつながりあえるような温かい社会でもあります。このような社会をつくるためには、大人とこどもがきちんと向き合い、知恵を出し合い、失われつつある人と人とのつながりや、地域のつながりを取り戻すことが必要です。

この条例づくりの過程には、多くのこどもと大人が参加し、長い時間をかけてそれぞれの思いを集め、大きな力となるひとつの形にできました。

この条例を活(い)かすのは、県民である、こどもと大人一人一人であり、こどもが健やかに育っていくための取組を県民みんなで進めていくことが大切です。

一人一人のこどもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、こどもが高知県で育って良かったと感じられるような社会を築くためにこの条例を制定します。

第1章 はじめに

第1条（めざすもの）

この条例は、高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを目的とします。

第2条（この条例が定めるもの）

この条例は、前条の目的を達成するための基本的な考え方を県民全体で共有し、こどもが健やかに育つ環境を整えるための取組を総合的かつ計画的に進めていくことを定めたものです。

第3条（こども）

この条例において「こども」とは、18歳未満のすべての者をいいます。

第4条（大切にしたい考え方）

- ①こどもは、どんな立場、条件、状況の下で育っていても、この条例の主人公であり、だれでも一人の人間として、その人格や個性が尊重されます。
- ②こどもは、自分自身を大切に、他の人も大切にしなければなりません。この場合において、お互いの権利の行使が制約されることがあります。
- ③だれも、こどもの人格や個性の成長を妨げるようなことをしてはいけません。

第2章 自分を探す

第5条（あるがままで愛される）

こどもは、性格、能力、外見、性別、年齢等にかかわらず、社会の大切な一員としてだれからも愛され、受け入れられます。

第6条（学ぶ）

こどもは、幸せに育つために、たくさんのことを学ぶ権利を持っています。こどもは、その成長に応じて、どこで何を学ぶか等広く選択でき、失敗しても何度でも学び直すことができます。

第7条（有害な環境から守られる）

こどもは、幸せに育つために、その妨げとなる児童虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境に直面している場合は、その環境から守られることができます。

第8条（自分の権利を知る）

こどもは、自分が持っている様々な権利について、正しく学び、知る権利があります。

第3章 夢を持つ

第9条（夢を持ち続ける）

こどもは、生きる力となる将来の夢を持ち、伸ばし、それに向かって進むこと

ができます。

第10条（人と交わる）

こどもは、夢を持つために、あらゆる人と交流することで、たくさんの生き方や考え方を学び、社会の様々な情報や仕組みを知ることができます。

第11条（自然と交わる）

こどもは、感性や創造性豊かに育つために、自然を実感したり、体験したりすることができます。

第12条（文化と交わる）

こどもは、感性や創造性豊かに育つために、芸術、スポーツ、伝統文化、昔遊び及び他の地域の文化に触れることができます。

第4章 自分を表す

第13条

こどもは、自分が思ったこと、感じたことを素直に表現したり、意見を表明したりすることができます。

第5章 地域で育つ

第14条（地域の役割）

①こどもは、学校や家庭だけでなく、地域の住民、事業者、団体といった地域の様々な人々とのかわり合いの中で育つことが大切であることから、地域の様々な人々は、こどもを地域社会の一員として育てるために、互いに、また、学校、家庭と協力するよう努めます。

②地域の様々な人々は、こどもが自然や地域の文化を学び、社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。

第15条（学校の役割）

①学校は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域内のつながりの拠点のひとつとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

②学校は、地域の一員として、情報等様々な資源を地域に開き、地域の活動に協力するよう努めます。

第16条（家庭の役割）

①家庭は、こどもが育つ原点であり、こどもに基本的な生活習慣を身につけさせる場としての役割とこどもが心身ともに安らぎ、くつろげる場としての役割を持っていることから、こどもを保護する者は、こどもが自立した社会の一員となるように、責任を持って育てるよう努めます。

②こどもを保護する者は、地域や学校と積極的に交流するよう努めます。

第6章 未来を創(つ)くる

第17条（広める）

①県は、この条例がめざすものや内容をこどもにも分かりやすい様々な手段や方法で広めていきます。

②県は、この条例がめざすものや内容をすべての県民に広めるために、高知県こども条例記念日を設けます。

第18条（進める）

①県は、県民や市町村との連携に努め、この条例に基づく活動を進めます。

②県は、県の取組について、こどもの視点に立って進めます。

第19条（計画する）

①県は、この条例がめざすものや内容を実現するため、高知県こどもの環境づくり推進計画（以下「推進計画」といいます。）を作成します。

②推進計画には、次のことを記載します。

- (1)こどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくり及びこどもに関する意思決定の過程にこどもが参加できる仕組みづくりに関すること。
- (2)こどもが学び直す機会及びこどもの居場所づくりに関すること。
- (3)こどもの様々な体験学習の実施及びこどもの自発的な活動への支援に関すること。
- (4)こどもの人権侵害に対する救済に関すること。
- (5)その他県が必要と認める事項

第20条（計画する）

①知事の附属機関として、高知県こどもの環境づくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」といいます。）を設置します。

②推進委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1)推進計画の作成又は変更に関すること及び条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2)推進計画に基づき県が実施するこどもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

第7章 その他必要なこと

第21条（めざすもの）

この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「子どもへの暴力」に関する国際的研究

～来年には成果発表の見通し～

平野 裕二 (ARC=Action for the Rights of Children)

現在、国連では「子どもへの暴力」に関する総合的な研究が進められている。

これは、国連・子どもの権利委員会による一般的討議に端を発するものである。委員会は、2000年9月に「子どもに対する国家の暴力」、2001年9月に「家庭および学校における子どもへの暴力」をテーマとする一般的討議を開催し、それぞれ36項目と45項目の勧告を採択した。そのなかで、子どもの権利条約45条(c)の規定にもとづき、このテーマに関する「徹底的かつ影響力を有する国際的研究」を行なうことが国連事務総長に対して要請されたのである。

これまでも、「武力紛争における子ども」をテーマとして第2会期（1992年）に開催された一般的討議で国連事務総長に対して国際的研究が要請され、グラサ・マシエル氏（モザンビーク）による研究が実施されたことがある。1996年に提出された同氏の最終報告書（マシエル・レポート）は、武力紛争と子どもに関する国連事務総長特別代表の任命をはじめとする多くの成果につながった。今回の研究でも同様の効果が期待されている。

研究の担当者に任命されたのは、ブラジルの政治学者で同国の人権担当国務大臣も務めたパウロ・セルジオ・ピネイロ氏である。予算もスタッフも限られたなか、国連人権高等弁務官事務所、ユニセフ（国連児童基金）、WHO（世界保健機関）などの国連関連機関、そしてセーブ・ザ・チルドレンやワールド・ビジョンをはじめとする国際NGOの全面協力を得ながら作業を進めている。

ピネイロ氏の研究計画は、国連・子どもの権利委員会の意向も踏まえた、きわめて包括的・野心的なものである。すでにマシエル・レポートで扱われた武力紛争下の暴力を除き、(a)家庭における暴力（有害な伝統的慣行も含む）、(b)学校・福祉施設・拘禁施設などさまざまな施設における暴力、(c)スポーツ、地域、職場、少年司法などの場面における暴力、(d)組織犯罪の過程で生ずる暴力など広範な形態の暴力が検討対象とされている。

研究方法の面では、「子どもたちが、意味のある実質的な方法により、子どもの最善の利益にのっとった形で関与・参加できる」ようにすることが目指されているのも重要である。この点については、セーブ・ザ・チルドレンをはじめとする国際NGOがマニュアルの作成やファシリテーター研修といった重要な支援を行なっている。

2004年2月には各国政府に対してアンケートが配布された。(i)法的枠組み、(ii)子どもへの暴力に対応するための制度的枠組み・資源、(iii)子どもへの暴力への対応における市民社会の役割、(iv)暴力に対応する主体としての子ども、(v)子どもへの暴力に対応するための政策・プログラム、(vi)データ収集・分析・調査研究、(vii)意識啓発・アドボカシー・研修という7部構成で、計56項目の質問が行なわれている。

ここでも、「暴力に対応する主体としての子ども」という表現で子ども参加に焦点が当てられていることに注目する必要がある。具体的には、(a)政策やプログラムの実施・立案における子供参加、(b)法廷等での意見表明における配慮、(c)子ども参加を支援するための資源の3点について質問が行なわれている。

アンケートの回答期限は2004年7月31日とされていた。各国政府からどのぐらいの回答があったのか、日本政府は回答したのかといった点についてはいまのところ不明である。いずれにせよ、このアンケートはNGOや自治体が子どもへの暴力について総合的検証を進めるうえでも有益な内容であり、活用が期待される。ピネイロ氏が研究計画書のなかで述べるように、この研究は「できるだけ多くの国で、子どもへの暴力の状況に関する国レベルの包括的検証を喚起する」ことによってこそ本来の意義を発揮するからである。

研究の成果は2005年の国連人権委員会第61会期に提出され、その後チャイルド・フレンドリー版とともに出版される予定となっている。研究期間が短いこともあってどこまで充実した成果が得られるかは未知数の部分もあるが、結果が公表されればまたその概要をお知らせしたい。

* 同国際研究についての資料は

<http://193.194.138.190/html/menu2/6/crc/study.htm>参照。



「千葉県子ども人権条例」(素案)の発表後の取り組み

米田 修 (千葉県子ども人権条例) を実現する会事務局長)

1. 活動の年度計画について

今年2月に同条例(素案)を発表しました(発表までの経緯・素案の内容については、「子どもの権利条約」NEWS LETTER第72号7頁を参照願います)。

この素案を含め、当会の活動を知ってもらいこの取り組みを広げるために、今年度の活動計画として、①県行政が子ども人権条例を提案しやすいように環境を整えること(県議会を含め)。②子どもの参加の拡大を図ること。③子ども関係団体との交流を拡大することによって、運動への賛同の輪を広げること。④素案について懇談会等の開催。⑤広く県民から「素案」に対する意見を得て、対話の機会を持つこと。⑥県行政との交流の機会の拡大を図ること。等の方針を定期総会で決めました。

その具体的な活動は、①千葉県子どもタウンミーティングの開催、②超党派による県議会議員との勉強会の実現(今年度中開催を予定)、③子ども関係団体との交流の計画的な実施(6月に千葉県弁護士会子どもの権利委員会との意見交換開催)、④ミニタウンミーティング・学習会(千葉市・松戸市・市原市各市内の学習会・千葉大学生等団体との学習会を開催済み)を実施すること等を計画しました。

2. 具体的な取り組みについて

千葉県子どもタウンミーティングの開催〔5月5日・子どもの日・千葉市文化センター大ホール〕

(イ) 子ども当事者、行政、政党、子ども関係機関、市民に集ってもらい、子どもの人権について考え、話し合い、この運動の必要性を理解し、参加してもらう機会とする。(ロ) 大きな集会を行うことにより、今まで参加してこなかった人たちや関係団体がこの問題に触れて、参加し、輪を広げる機会とする。(ハ) 千葉県の地域福祉支援計画のタウンミーティングの流れに、子ども支援の視点で参加していく機会とする。(ニ) 会員、賛同団体の拡大の機会とする。(ホ) この運動を全県的な規模の運動としていく機会とする。(ヘ) この運動を特定の目的を持った団体の運動から、より一般的な県民の運動としていく機会とする。

このような目標を定め、当会が呼びかけ団体となり、県内各地の子ども関係団体や市民を中心に実行委員会(実行委員長は不登校経験者の若者)を組織し、約半年の準備期間を経て取り組みました。千葉県や、県教育委員会、千葉市、同市教育委員会、県内市町村、同教育委員会等の60の地方自治体の団体・関係機関と、県保育協議会、県子ども会育成連合

会等の子ども団体の後援・協賛と、NPO法人ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク、県内各地の子ども劇場や、共に育つ教育をすすめ千葉県連絡会等の78の子ども団体の賛同を得て開くことができました。

5月5日の当日は、午前中に子どもや若者だけで、「子どものためって本当?」と題して「子どものしゃべり場」を行い、午後からは、千葉県知事・同教育長や県子どもの人権専門委員会事務局長・中学生2人・高校生1人・不登校経験者の若者(実行委員長)によるシンポジウム「子どもの人権ってなんですか」を行いました。450名もの参加者を得て、1日だけでは時間が足りない、もっと子どもたちの発言を聞きたいと等の要望が多く出されるタウンミーティングになりました。アンケートにも、132名の方がびっしりと書き込みをしてくれました。

「子どもの人権」について、子どもたちと県知事・県教育長らがいっしょになっての同じステージで話し合い、率直に意見交換が行えたことに大きな意義があります。また、実行委員会から「千葉県の子どもの人権についての提案」(当会条例素案に準拠したもの)による具体的な提案や、シンポジスト(子ども本人の意見)の意見や、会場の子どものおとなの意見をもとに、当事者が直接意見を発表し、聞くことの大切さと、県内の子どもたちの人権状況(子どもたちの意見を聞かない学校運営・体罰・高校再編成計画による定時制の統廃合・障害児の統合教育・子ども病院の統廃合等々の問題) 厳しいことを互いに学ぶことができました。

この状況を改善するには、おとなや行政が、子ども本人の意見を充分に聞き(子どもたちに今回のような意見表明の場・機会を日常的に保障すること、いかにこれらが出来ないかを教えられた)、それぞれの立場から、県内の子どもたちの人権が尊重される地域へと改革する日常的な取り組みの必要性が確認され、本タウンミーティングがその大きな一歩になったと考えます(詳しい報告集を出しました。1冊送料込み680円。希望の方はFAX043-266-2390米田まで)。



地方自治と子ども施策

全国自治体シンポジウム2004 in たじみ

子どもにやさしいまちづくりをめざして



平成16年10月22日(金)・23日(土) (岐阜県多治見市にて)

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム実行委員会
多治見市、多治見市教育委員会

子ども施策をさらに発展させるための取組み、次世代育成支援計画などの子ども計画づくり、条例づくりなどについて、自治体職員や研究者等が情報交換・交流を行います。二日目の分科会①では、子どもたち同士の実践交流も行われます。子どもたちの今と未来をいっしょに考えましょう。

■日時・場所

- 10月22日(金) 多治見市産業文化センター
13:00~13:30 開会にあたり
荒牧重人(山梨学院大学教授)
西寺雅也(多治見市長)
13:35~16:45 全体会シンポジウム
~子どもにやさしいまちづくりをめざして~
喜多明人(早稲田大学教授)、三重県、
川崎市、多治見市
16:50~17:20 特別報告
~自治体の子ども施策はいま~
全国自治体調査からの現状報告
17:30~19:30 交流会(参加費:2,000円)

- 10月23日(土) 多治見市立 多治見中学校
10:00~14:30 分科会①~⑥
①【子どもの意見表明・参加と子ども】
川崎市、高浜市、滋賀県、多治見市の子どもたちが
参加し、子どもたち同士で実践交流を行います！
②【子どもの救済】
相談・救済のしくみ、既設の相談制度との連携
③【子ども計画の策定と実施】
次世代育成支援行動計画のつくり方と子どもの現実
④【子どもに関する条例の策定と実施】

条例づくりや実施の現状や課題

⑤【行政・市民・NPO等との協働】
協働の方法・ルールづくり

⑥【子どもと情報】
子どもに関する情報の収集や

14:45~16:00 全体会
子ども施策の展望と課題
-2004inたじみの成果をふまえて
シンポジスト：山本克彦、吉田恒雄、喜多明人、
浜田進士、野村武司
コーディネーター：荒牧重人

■参加費 1,000円(資料代)

■ご参加について

多治見市HP(<http://www.city.tajimi.gifu.jp>)文化と人権の課に、詳細な開催要項及び申込書がありますのでご利用ください。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2004 inたじみ 開催本部

事務局：〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15
多治見市企画部文化と人権の課
TEL：(0572)22-1111(409・410)
FAX：(0572)24-0621
E-mail:jinken@city.tajimi.gifu.jp

連載

子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約 A to Z

子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第8回

【第10条】

「お父さんを早く返して欲しい。」埼玉県に住む中学生のEさん家族は、イランからやってきた。Eさんのお父さんは入国管理局の施設に収容されている。どうして、Eさんのお父さんは施設に入らされちゃったんだろう？

1980年代後半からアジアや中東、ラテンアメリカ、アフリカなどから来日し、ビザの期限がきれてもそのまま日本で

安部 芳絵(子どもの参加ファシリテーター)

働きつづける人が増えてきた。そんなオーバーステイの人達は、今でも約26万人いるといわれている。Eさんのお父さんもその一人。オーバーステイしているのが入国管理局にわかると、施設につれていかれ、審査がされる。その結果、特別に日本に残ることもできるけれど、多くの場合は「強制退去」といって本国に強制的に帰らせられてしまう。

お父さんが収容され、会えないだけでも悲しいのに、強制

返去させられてしまったらどうだろう？強制退去の場合、日本の法律では5年間は入国することができないんだ。つまりEさんはお父さんに最低1年間は会えないことになってしまう。このようなときに頼りになるのが子どもの権利条約10条だ。

10条では、国を越えて離れ離れになってしまった親子の出入国について定めている。離れ離れになるのには、強制退去や武力紛争・災害などで難民になってしまった場合、移民などさまざまな理由がある。どんな理由にせよ、国は家族の再会を目的とする子どもや親の出入国の申請を、子どものことを第一に考え、人道的にそしてすみやかに扱われなければならない。それは9条でも書いたけれど、子どもと親は子どもにとってよくない場合をのぞいてなるべく一緒にいた方がいいと条約が考えているからなんだ。そして、子どもには、ちがう国にいる親に会う権利もある。だから国は、強制退去させられても、子どもが親に会うことができるように工夫しなければいけない。

残念ながら、今の日本の法律は子どものことを一番に考えているとは言えない。だからEさんのように悲しい思いをす

る子が増えているんだ。それに、施設に収容されるのは実はおとなだけじゃない。突然、施設にいれられ、学校にもいけなくなってしまう子もいる。強制送還させられる子もいる。日本で長く暮らした子どもからは「母国の言葉はほとんど話せないから、帰っても学校の勉強についていけない」と不安な声があがっている。

だから、国はオーバースティの人を見つけたらすぐに収容するのではなく、子どもにとって一番いいことはなんなのかを考えて、本国に返すかそのまま日本に滞在OKかどうかを決めて欲しい。



フォーラム実行委員会だより

子どもの権利条約フォーラムいばらき2004 in 取手だより

2004年11月20日(土) & 21日(日)

於：取手市立福祉会館

三浦智恵(実行委員会メンバー)

実行委員会の現場、とてもわくわくする流れに乗っていると思う。

まず、子どもたちからのアイデアや意見がとてもおもしろい！フォーラムタイトルおとなからの提案「世界(地図)の中心で子どもの権利条約をさげぶ」は、こども実行委員会で新たに練られて「地図」を削除して「世界の中心で子どもの権利条約をさげぶ」に決定！また、こんな案が飛び出た。今年のテレビドラマ、映画等をもじりチラシのいろんな箇所に散りばめたらどうか？そしたら面白い！権利条約はなんか堅いと思われがちだけど、面白がってくれるかも。

キミはいくつのドラマ、映画タイトルを見つけられるかな？っていうクイズをチラシに載せたらどうか？ということになりサブタイトルは～いつも考えてないコト、今考えてもいいカモ～に決まり。また「全体会」「分科会」っていうのなんかよくわかんない。特に分科会って聞いたとき文化会かと思っていた。で、私たち流の言葉にしない？ということいろいろ案がでた。これまた、テレビ番組等をもじって考え、その中で、全体会は＝おもしろいよ全員集合！に決定。

分科会は、分科会の分を使って「分かれていいとも！」と、取手の取りとトリビアのトリをもじって、「どこでも取りビア、ヘェ～」が最後まで悩み、分科会＝「分かれていいとも！」に決定した。

全体会の前半は、おとなと子どもが分かれてそれぞれ運営。後半は、子どもとおとなの合同。前半の子どもの部分は、他県の子ども活動団体とメールや実際に遭って、当日参加の子どもたちとコラボできるような企画を子どもたちの手でどこまで出来るかやってみたくて決まった。「おとなにはこういう言葉のほうがわかりやすいかも」なんて意見も出てくる。ううん、私はとても刺激を受けている。そしてその反面さまざまなおとなたちと取り組む中で、権利とはなんだろうと考える機会に多く遭遇している。

子ども時代に思いを馳せながら、いまはおとなとしてたくさん失敗しながら関わっていきたい。(失敗？そんなの全然かまわないんだよって、嗚呼)

●●●●●●●● 子どもの権利条約批准10周年記念 ●●●●●●●●

子どもの権利条約入門セミナー2004

1994年に日本が子どもの権利条約を批准して10年が過ぎました。その間に子どもの権利条約は日本の社会に根付いたのでしょうか。批准時に比べ、忘れ去られているようにも思われます。

本年度、子どもの権利条約ネットワークは「条約を読む」をキーワードに条約の入門セミナーを企画しました。今回は、単に権利条約の現状を学ぶだけでなく、内容を深め、様々な場面で実践していくことができるようにするために、<現在子どもが直面している問題を、子どもの権利条約の視点から深める>ための講義・報告編と、<深めた情報、知識を使ってワークショップの手法を学ぶ>実践編を交互に開催します。ご自分の関心、目的意識にあわせて講義・報告編と実践編を自由に組み合わせてご参加ください。

《第2回》対テロ戦争の中の子ども達 (実践編のみの参加も大歓迎です！)

講義編 9月17日(金) 19:00~21:00(受付開始18:30) 大河内 秀人(パレスチナ子どものキャンペーン常務理事)

実践編 10月15日(金) 19:00~21:00(受付開始18:30) 各回とも、内田 塔子(立正大学講師) 林 大介(CRCネット事務局次長)

第3回 「マイノリティーの子どもたち (仮)」

《講義編》11月 《実践編》12月

第4回 「少年事件と子どもたち (仮)」

《講義編》2005年1月 《実践編》2005年2月

第5回 「児童労働-日本の子どもと世界の子ども (仮)」

《講義編》2005年3月 《実践編》2005年3月

《終了分》

第1回 「子どもの権利条約の基礎知識」

《講義編》 6月15日 (火) 19:00~21:00

荒牧 重人 (山梨学院大学法学部教授)

《実践編》 7月16日 (金) 19:00~21:00

※内容を変更する場合がありますので参加されるときはご確認ください。

会場：子どもの権利条約ネットワーク事務所 (みなとNPOハウス 4階) ●地下鉄日比谷・大江戸線「六本木」駅徒歩2分・旧三河台中学校

参加費(資料・会場費)：

一般 おとな1,000円/子ども(18歳未満)500円

会員 おとな 800円/学生・子ども無料

定員：20名 ※資料などの準備がありますので事前申込をお願いします

<主催・問合せ先> 子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL・FAX 03-3470-0744

E-mail: nrcr@abeam.ocn.ne.jp ●URL: http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人 (山梨学院大学法科大学院教授)

小学校高学年~中学生向/全6巻

各48ページ/A4変型判/オールカラー

揃定価17,640円 (揃本体16,800円)

各巻定価2,940円 (本体2,800円)



- 1巻 “自分をたいせつに”からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.75

2004年8月20日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント